

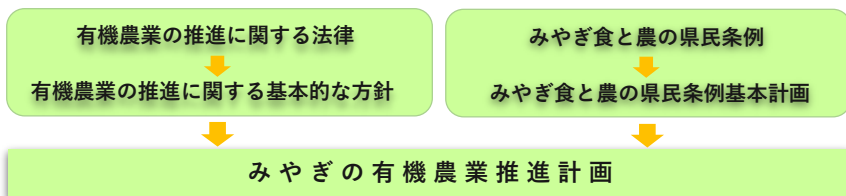
「みやぎの有機農業推進計画（令和3年3月）」（概要版）

1 はじめに

(1) 計画改定の趣旨及び目的

有機農業の推進に関する法律(平成18年法律第112号)第6条第1項の規定により、「有機農業の推進に関する基本的な方針」(以下「基本方針」という。)が平成19年4月に策定・公表された。これに基づき、県では、環境負荷低減や生物多様性保全等の取組の拡大に向け、平成21年10月に「みやぎの有機農業推進計画」(以下「推進計画」という。)を策定し、有機農業を推進してきた。令和2年4月には国の基本方針が改定され、有機農業の生産拡大に向け、有機農業者の人材育成や産地づくりを推進し、有機食品の国産シェア拡大に向け、販売機会の多様化や消費者の理解増進を推進することとされた。令和3年3月に策定された「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」では、有機農業が農業生産に由来する環境への負荷を低減することに加え、消費者からもわかりやすく農業者にとっても販売で差別化が可能であることから、県内における有機農業の取組を拡大することとした。以上のことを踏まえ、引き続き本県における有機農業を推進していくため、「推進計画」を改定した。

< 推進計画の位置付け >



(2) 計画期間 令和3年度から概ね10か年

この推進計画における「有機農業」とは、有機農業推進法第2条の規定により、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、環境への負荷低減を目指した農業とする。

2 本県における有機農業を取り巻く現状と課題

< 現状 >

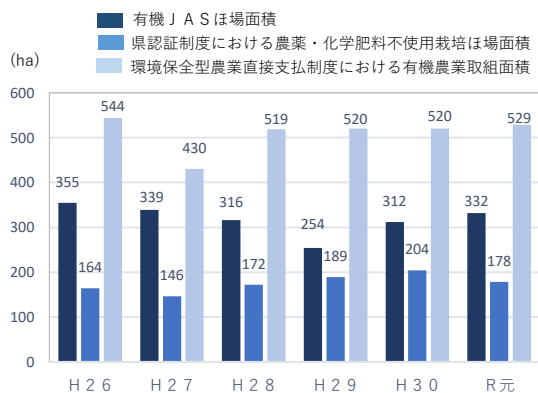
【有機JAS認証面積(R元)】

332ha
(水田 326ha 畑 6ha)

【有機JAS認証取得農家戸数(R元)】

80戸

本県における有機JAS認証面積は全国第8位で、水田では全国第2位と上位に位置しているものの、取組面積が停滞している。



	H26	H27	H28	H29	H30	R元
有機JAS認証取得農家戸数	105	96	104	97	77	80
県認証制度における農業・化学肥料不使用栽培の取組農家戸数	191	172	205	245	220	227

< 課題 >

- ① 有機農業取組面積を拡大することが必要
- ② 省力化や安定生産等の技術の更なる確立と普及が必要
- ③ 有機農業の指導者の育成が必要
- ④ 有機農業者の仲間づくりが必要
- ⑤ 農業教育機関で学生等が有機農業を学ぶ機会を充実させることが必要
- ⑥ 有機農業の取組(生産・出荷)拠点づくりが必要
- ⑦ 生産の拡大や産地づくりを進め安定供給を図ることが必要
- ⑧ 生産の低コスト化が必要
- ⑨ 有機農業の環境負荷低減効果等に対する消費者等の理解促進が必要

3 推進目標

項目	現状(令和元年)	目標(令和12年)
有機JAS取組面積※1	332ha 米: 326ha 野菜等: 6ha	500ha 米: 470ha 野菜等: 30ha
有機JAS取組戸数※2	80戸	130戸

※1 有機JASは場面積(国調べ)

※2 有機JAS取得農家戸数(国調べ)

4 施策の展開方向

自然循環機能の増進やSDGsの達成に貢献する有機農業を推進するため、「有機農業の人材育成」、「有機農業の生産・産地づくりへの支援」、「有機農業に関する理解促進」に関する各施策を市町村や関係団体等との連携を図りながら展開する。

～関連するSDGs～

5 有機農業推進に向けた施策

施策	取組
有機農業の人材育成	① 有機農業者の指導體制整備 イ 有機農業者に指導・助言を行う有機農業指導員の育成 ロ 熟練有機農業者等による新規取組者支援 ハ 有機農業の相談窓口の設置 ② 有機農業の新規取組者等の育成 イ 農業者グループの活動強化 ロ 農業教育機関と連携した研修機会の拡大
	① 有機農産物等の生産支援 イ 持続的な生産に向けた土づくりの推進 ロ 省力化・低コスト化に向けたアグリテック等の推進 ハ 環境保全型農業直接支払制度の活用による支援 ニ 試験研究機関等による生産技術の開発及び実証 ホ 生産技術等に関する情報提供 ② 有機農業の産地づくり イ 有機農業の取組(生産・出荷)拠点となる産地づくり ロ 有機農産物等の販路の拡大 ハ 新たな販路確保に向けた有機JAS認証等の取得に関する支援
有機農業の生産・産地づくりへの支援	① 消費者・実需者・農業者の理解促進 イ 有機農業や有機農産物に関する理解促進 ロ 有機農業者や有機農産物等取扱事業者の周知 ハ 地産地消推進店における有機農産物等の利用促進 ニ 有機農業の取組事例の発信

有機米の産地づくり(対象: JA〇〇水稻生産部会)



有機野菜の産地づくり(対象: 有機野菜生産団体)



6 推進体制

県: 効率的かつ効果的に各種施策を展開するため、市町村や関係団体等との連携を図りながら、総合的に施策の取組を推進する。

JAグループ宮城: 環境保全米づくり全県推進運動や、直売所を拠点とした地産地消の展開等を通じ、有機農産物を含む環境にやさしい農産物の生産・販売等を支援する。

市町村: 地域住民にとって身近な行政機関として、地域の特色を生かした有機農業の取組を支援する。

みやぎオーガニック・エコ農業協議会: 有機農業者や有機農業に関心を持つ団体など幅広く参集し、有機農業者間等の交流や情報交換を行うなど有機農業推進に必要な効果的な活動を実施する。